

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 22 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援に関するリーフレットについて（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制や公費支援のあり方については、「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 9 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）においてお示ししたところですが、そのうち治療薬の自己負担軽減に関する公費支援の見直しに関して、今般、周知用のリーフレットを別紙のとおり作成しました。

つきましては、その内容についてご了知の上、貴管内の医療機関等の関係者に周知していただくとともに、本見直し内容が多くの方に広く行き届くようお取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

新型コロナウイルス感染症の**治療薬**について

令和5年10月から 窓口での負担が生じます



新型コロナウイルス感染症治療薬(経口薬のラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、点滴薬のベクルリー)の薬剤費は、9月末で全額公費負担(窓口負担なし)の運用が終了します

10月以降

医療費の自己負担割合に応じて、上記治療薬の薬剤費として、以下の窓口負担をお願いします
(これを超える部分は、公費で負担します)

3割の方	9,000円
2割の方	6,000円
1割の方	3,000円

※各治療薬共通

- ※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます
- ※ 薬剤費以外の医療費(診察料、処方料、調剤料等)は、5類感染症に移行した令和5年5月8日以降と同様の取扱い(窓口負担あり)となります

